

令和2年2月17日

座間市公営企業管理者

齋藤 昭一 殿

座間市公営企業運営審議会

会長 飛田 昭



市街化調整区域の公共下水道整備について（答申）

令和元年10月28日付け座公経総発第45号で諮詢がありました市街化調整区域の公共下水道整備について、次のとおり答申します。

答申書

令和2年2月

座間市公営企業運営審議会

この度の諮問は、市街化調整区域の公共下水道整備について意見を求められたものである。

現在、市街化区域における公共下水道の汚水整備率は約96.1%であるが、市街化調整区域においては未整備の状況である。

以上を踏まえ、本審議会として市街化調整区域の公共下水道整備のあり方について審議した結果を以下のとおり答申する。

公共下水道整備について

1 はじめに

本市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて流す分流式であり、汚水整備は昭和44年に相模川流域下水道計画に参画し、昭和48年から公共下水道汚水整備事業に着手して以降、平成30年度末現在の整備済み管渠延長は約304km、処理区域内人口普及率は約96.7%に達している。

一方、雨水整備に関しては、計画降雨量を時間当たり50mmとして、冠水区域を優先して整備を行ってきたが、平成30年度末における雨水管渠延長は約32kmで、事業認可に対する整備率は約33.7%に留まっており、近年では計画降雨量を超える局地的な集中豪雨などにより、浸水被害が発生している区域の対策が課題となっている。

このような状況の中、平成26年9月に策定した「座間市下水道中期ビジョン」では、平成35年度（令和5年度）までの具体的な下水道施策のあり方が示されている。同ビジョンにおいて、汚水整備については事業認可区域の整備は概ね完了しているものの、事業認可区域外の市街化調整区域についても、事業区域を拡大し、公共下水道による整備を行っていくこととしている。

2 公共下水道事業の整備方針

公共下水道は、居住環境の改善及び公衆衛生の向上のほか、良好な水環境の保全を図るという自然環境への配慮など、私たち市民が健康で文化的な生活を営むために非常に重要な役割を果たしており、地域の持続的な発展のためにはなくてはならない社会基盤施設であることは言うまでもない。

本審議会として、市街化調整区域の公共下水道整備については、未整備地域の早期解消を図り、居住環境の改善及び公衆衛生の向上のほか、良好な水環境

の保全を図るという環境対策の面から、汚水処理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が作成した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」等の最新の知見に基づき、公共下水道による整備が効率的と判断された区域を対象として、投資効果や地域の実情を考慮して整備を進めるのが適当であると判断した。

3 審議経過

公営企業管理者より「市街化調整区域の公共下水道整備について」の諮問を受け、慎重に審議を行った。

「第四次座間市総合計画」では、公共下水道事業の目標とする「きよらかな水 大切に守るまち」を基本理念に、良好な水環境の保全や資源循環型社会の構築を図り、本市の誇るべき特徴である地下水を主な水源とする水道水を供給し続けるためにも、公共下水道整備は重要な事業であり、とりわけ市街化調整区域における整備は喫緊の課題としている。

また、「座間市下水道中期ビジョン」では、平成34年度（令和4年度）から、市街化調整区域における公共下水道整備を行うものと計画している。これまでの公共下水道整備は、計画的な市街化を図るために、都市施設の整備を行うものとされる市街化区域について、優先的に整備が進められてきた。これによって、事業認可区域における汚水整備は概ね完了し、事業認可区域外の市街化調整区域については事業区域を拡大し公共下水道による整備を行っていくこととしている。

なお、これまでの市街化区域での公共下水道整備の財源には、都市計画事業に要する費用として都市計画税の一部が充当されてきた。しかし、市街化調整区域においては、都市計画税の賦課は行われていないため、公共下水道整備を進めて行くに当たっては、整備費用における受益者の負担のあり方について考慮する必要があった。

負担のあり方の検討に当たり、都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税であり、都市計画道路事業などとともに公共下水道事業に要する費用にも充てられていることを確認したほか、公共下水道事業会計に対する一般会計からの繰出額についても、公共下水道事業での具体的な使途を確認した。

さらに、他の事業体の状況や国が示す見解などを参考にしていく中で、市街

化区域と市街化調整区域の整備方針については、あくまで各事業体の様々な実情等に応じた中で対応していくべき課題であることを確認した。しかし、審議を進める中で、市街化区域と市街化調整区域との負担の差については十分な考慮が必要であるとの意見が出た。

以上を踏まえ、本審議会として、市街化調整区域の公共下水道整備においては、市街化区域との均衡を図った上で、公共下水道の普及の妨げとならない範囲内で受益者に負担を求める必要があるとの意見で集約された。

4 答申事項

(1) 排水区域及び整備方針

市街化調整区域全域を一つの排水区域として取り扱うことが妥当である。また、市街化区域では、公道に布設した公共下水道と排水設備を接続する場合、取付管と污水ますは、市上下水道局で設置していることから、市街化調整区域においても同一の整備方針とするのが妥当である。

(2) 負担の求め方

市街化調整区域の住民には、公共下水道の普及の妨げにならない範囲で負担を求めることが妥当である。また、市街化調整区域内では、宅地面積等の規模に比例する負担の求め方ではなく、戸（排水箇所数（污水ます設置数））あるいは世帯に対して、一律に定額を賦課することが最も公平性が保てると判断し、單一定額方式により負担を求めるのが妥当である。

(3) 負担額

一律150,000円とする。

負担額の算出に当たっては、平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知における「公営企業の経営に当たっての留意事項について」で示されている「受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、全国の徴収状況も勘案して、公共下水道等の集合処理施設については、全事業費の5%程度を徴収し事業費へ充当すること」という考え方を参考とした。

5 付帯意見

今回の諮問に対する答申は上記のとおりであるが、本審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととした。

(1) 住民説明会の実施

市街化調整区域に居住される方に対し、公共下水道を整備する意義や、経費の一部を負担していただくことについて、住民説明会を開催するなどして十分な理解を得るように努めること。

(2) 公共下水道の啓発活動

市街化調整区域に居住されている方だけではなく、広く市民に対し、公共下水道の更なる整備が水環境の保全に役立つことの重要性を意識できるよう、広報ざまや市ホームページ等を通じて、積極的な啓発活動に努めること。